

令和5年7月7日からの大雨による災害により 被害を受けられた皆さまへ

令和5年7月7日からの大雨による災害により、被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

<賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、テナント家賃保証 カスタマーインタラクティブセンターへご連絡ください。

テナント家賃保証 カスタマーインタラクティブセンター 03-6772-8704

※受付時間：10:00-18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
青森県	西津軽郡深浦町	7月14日
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村	
富山県	富山市、高岡市、小矢部市、南砺市	7月12日
石川県	河北郡津幡町	
島根県	出雲市	7月8日
佐賀県	佐賀市、唐津市、伊万里市	
大分県	中津市、日田市	
福岡県	久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町	